

大洲市土木積算システム賃貸借 仕様書

1 物品名

大洲市土木積算システム賃貸借

2 目的

令和7年9月末に賃貸借期間が終了する土木積算システム（以下、システムという）の見直しを行い、さらなる業務の効率化と適正化を図るものである。

3 業務概要（大洲市土木積算システムは別紙1 システム仕様書 参照）

- （1）機器及びソフトウェアの調達、設定、設置及び動作確認作業
- （2）システムの操作研修（2回）
- （3）システムの保守（5年間（単価、歩掛、諸経費等改定作業））
- （4）過去5年間の旧システム設計書移行
- （5）サポート専用窓口の開設

4 納入場所、納入期限、納入物、賃貸借期間及び条件

- （1）納入場所 大洲市役所（本庁、上下水道管理センター、肱川支所）
- （2）納入期限 令和7年9月19日（金）
- （3）納入物 システム、操作マニュアル
- （4）賃貸借期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日
（地方自治法234条の3に基づく長期継続契約）
- （5）賃貸借期間終了後、賃貸借等機器は無償譲渡すること。

5 共通仕様

- （1）本機器は、庁舎内及びその他各種ネットワークで提供するサービス及び保持すべきセキュリティに大きく影響するため、安全かつ適正な運用を実施するために必要と考えられる品質を確保すること。
- （2）本機器を構成するハードウェア及びソフトウェアは、メーカーが一般市場において 販売するために、主要な製品系列の一環として製造する物品であり、同一機種において十分な出荷・稼働実績を有すること。
- （3）運用面を考慮し、調達するパソコンについては、愛媛県内で保守対応が可能なメーカーが提供する機器であること。
- （4）ハードウェアに関しては、新品機器を納入し、ソフトウェアに関しては、機器納入時において最新のものであること。
- （5）庁舎LAN については、既存設備をそのまま使用し、ネットワーク構成の変更は行わないこと。
- （6）納入する機器等は種類ごとに、全て同一のものとする。
- （7）システムの稼働を万全なものとするため、データのバックアップ等の必要な措置を講じることとし、バックアップを2箇所以上同時に取ること。

6 機器の設定

機器の設定に先立ち、設定内容や設計項目を検討するとともに建設課の承認を得ること。

- (1) ライセンス等のユーザー登録時の登録内容
- (2) 管理者ユーザー名、管理者パスワード、コンピューター名、IP アドレス
- (3) 機器の設定に係る費用は、本調達に含めること。

7 機器の設置及び納入

設置に先立ち、建設課の承認を得ること。

- (1) 指定された部署（別表 1）への設置及び納入すること。
- (2) 搬入作業は、施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。
- (3) 設置及び納入の際に出た不要な梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理すること。
- (4) 設置作業を行い機器の動作確認作業を実施すること。
- (5) 機器の設置及び納入に係る費用は、本調達に含めること。

別表 1 設置場所				
設置場所		サーバー	パソコン モニター	プリンタ
本庁	電算室	1		
	建設課		10	2
	都市整備課		3	1
	治水課		1	1
	農山漁村整備課		5	1
別館(上下水道課)	上下水道課（水道係）		6	1
	上下水道課（下水道係）		3	1
肱川支所	水道係		1	0
合計		1	29	7

8 システム機能及び保守サポート（別紙 2 機器仕様書参照）

本仕様書に掲げる構成、性能等に関するすべての事項は最低仕様と見なし、数値等については同等もしくは同等以上の性能等を有しなければならない。

システム機能及び機器等の保守窓口は 1 本化すること。

9 旧システム、過去の設計書データについて

- (1) 旧システムの移行は、受託者が旧システム取扱店と協議すること。費用が発生する場合は受託者の負担とすること。
- (2) 旧システムの移行ができない場合は、過去設計書を受託者自身が新システムに移行を行い、システム上で変更設計書の作成ができるようにすること。※過去設計書は設計書ごとにエクセル出力を可能とすること。
- (3) (2) の場合は、建設課の調整により可能な限り移行する設計書を減らすこととする。

※旧システム取扱店：ミラ株式会社 徳島県川内町平石住吉 209 番 5

連絡先：088-665-9399

10 完成図書

書類は、原則A4サイズとし、紙媒体及び電子媒体で各1部ずつ提出すること。

- (1) 機器設定情報一覧
- (2) ソフトウェアプロダクト情報一覧
- (3) 指定された部署への設置及び納入
- (4) 機器の取り扱い説明書・付属品・保証書
- (5) その他発注者が必要と認める書類

11 納入物

- (1) サーバー機器類 1式
- (2) パソコン、モニター、ソフトウェア類 29式
- (3) プリンタ 7式

12 その他

- (1) 本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 引き渡し後、1年以内に本仕様書との不一致が判明した場合は、無償で是正措置を行うこととする。
- (3) 本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (4) この仕様書に基づく契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定、大洲市長期継続契約に関する条例（平成18年3月30日大洲市条例第5号）による長期継続契約とする。
- (5) 賃貸借期間内にシステムのトラブルが生じたときは、受託者がトラブルの切り分け、保守メーカーへの対応を依頼などの窓口を行うこと。
- (6) 賃貸借期間内にパソコン機器にトラブルにより、イニシャライズされた場合は、受託者がソフトウェアやプリンタのインストール・設定を行うこと。